

# 社会福祉施設等設備災害復旧費補助金(令和8年熊本地震)

予備費:0.7億円

自然災害により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。また、熊本県では、繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、補助対象施設の拡充を図る。

## 1. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

## 2. 補助基準額

1 施設あたり450万円（下限額30万円）

※激甚災害法第3条・第4条の本激指定の場合は、

1 施設あたり600万円（下限額なし）

## 3. 補助対象

災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者  
（対象となる事業所・施設等は右のとおり）

## 4. 補助対象となる経費の例

- ・ 事業所の車輛（訪問、送迎、移送用）
- ・ 事務用品、事務機器（パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの）
- ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- ・ 井戸の原形復旧費（※）、配管の加圧試験、水循環型シャワーの導入経費  
（※）施設の災害復旧費の対象とならないものに限る
- ・ その他事業再開に必要となる初度経費

### ＜補助対象：全ての介護サービス事業所・施設等＞

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、介護予防拠点

**＋ 熊本県内の一定の要件を満たす有料老人ホームを対象**